

令和2年4月及び5月に海難審判所で言い渡された裁決9件が、ホームページに掲載されました
(令和2年6月・7月統合版)

区分	地方海難審判所（函館、横浜3、広島3、門司、長崎） 9件 9隻	
海難種類(件)	衝突(単)4、乗揚4、施設損傷1	計9件
関係船舶(隻)	漁船5、貨物船4	計9隻
死傷等(人)	負傷1	計1人

上記のうち、横浜、門司両地方海難審判所の裁決2件について、“概要版”を作成しました
公表された裁決書をもとに当協会の責任で編集しましたので、詳細は海難審判所HPでご確認ください

① 鹿島港で、貨物船が防波堤に衝突した事件

夜間、出航する際、レーダーで防波堤との相対位置を確かめるなど、船位の確認を十分に行わなかった

② 大分県三ツ子島沖合で、漁船が岩礁に乗り揚げた事例

漁船が、機関を停止しないで操舵室を無人とし、針路が右方に偏して岩礁に乗り揚げた

海難防止への
インフォメーション

① 貨物船A(749トン) 防波堤衝突事件

(夜間、鹿島港において、貨物船が出航する際、船位の確認が不十分で、南防波堤に衝突した)

【海難概要】 夜間、鹿島港において、A船(749トン)が出航する際、鹿島水路を北上中に右舷側の南防波堤に衝突し、右舷船首部に損傷を生じ、同防波堤の壁面に欠損を生じた

(関連情報)

- ・A船は、鹿島港を発航して京浜港横浜第2区に向かっていた
- ・船長は、レーダーを作動し、出港配置解除後、単独で操舵、操船に当たっていた
- ・船長は、二等航海士を在橋させ、操舵室右舷後部のパソコンによるコンテナ数の確認作業を行わせていた
- ・船長は、鹿島水路に入り、航行に支障のある他船を見掛けなかったため、針路029度の自動操舵とし、操船場所とパソコン付近の間を行き来して二等航海士の確認作業を見ながら航行した

《原因》

A船：鹿島水路を出港する際、**船位の確認が不十分で**、南防波堤に向首進行したこと
 船長は、レーダーで南防波堤までの距離や方向(相対位置)を確認するなど、**船位の確認を十分に行わなかった**ので、転針予定地点を通過し、南防波堤に向首接近する状況に気付かないまま進行した

船位の確認を行い、転針予定地点で予定針路に転針するべきであった

《背景》 船長は、二等航海士の**コンテナ数の確認作業を見ること**に気を取られていた

【発生日時】

令和元年8月21日
19時22分半少し前

【発生場所】

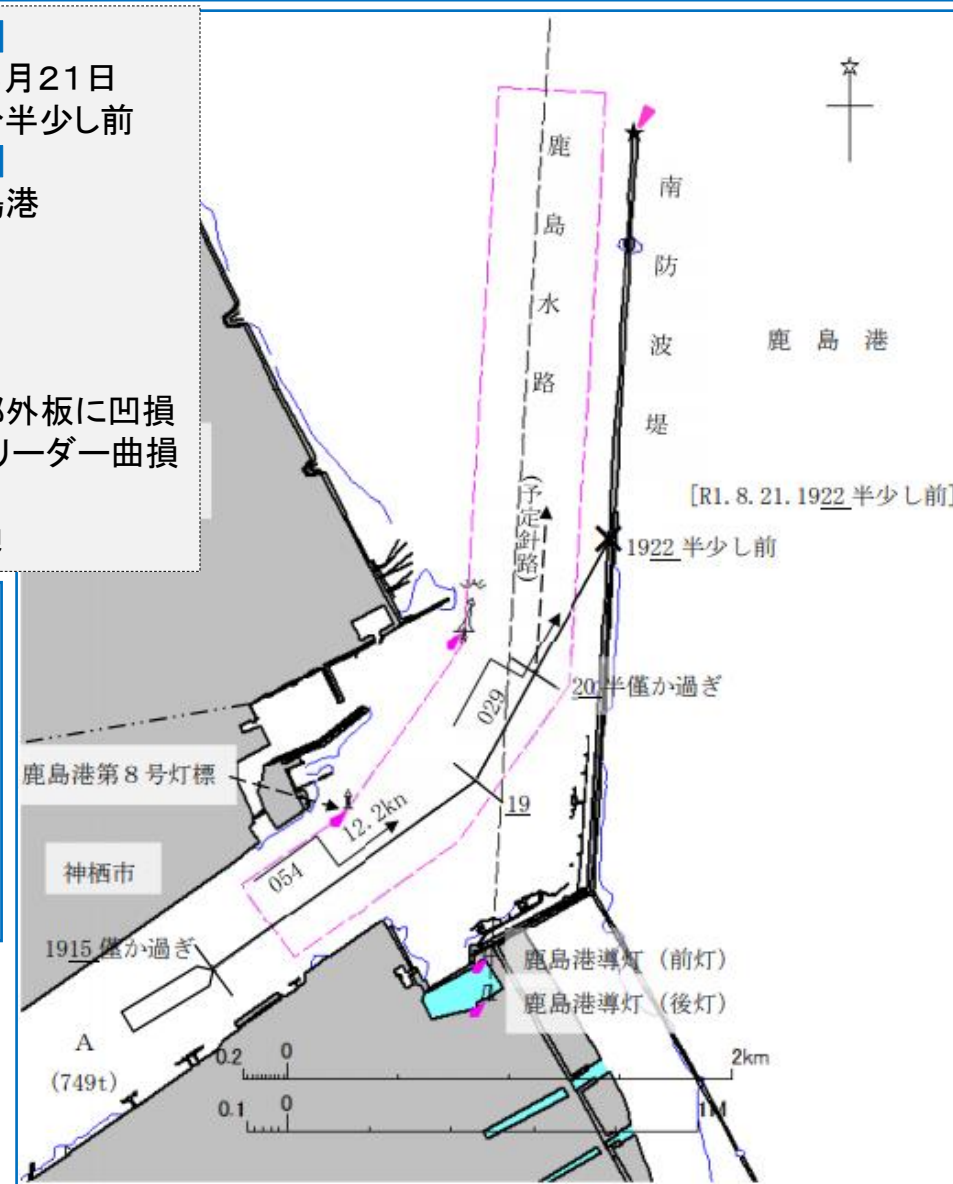
茨城県鹿島港

【死傷者】

なし

【損傷等】

A船：
右舷船首部外板に凹損
同部フェアリーダ一曲損
南防波堤：
壁面に欠損



【受審人】

(A船) 船長： 四級海技士(航海) → 戒告

《 懲戒 》

海難防止への
インフォメーション

② 漁船B(1.8トン) 乗揚事件

(夜間、漁船が、機関を停止しないで操舵室を無人とし、三ツ子島沖合の岩礁に乗り揚げた)

【海難概要】 夜間、三ツ子島東方沖において、漁場に向けて南下中のB船(1.8トン)が、同島東方沖合の岩礁に乗り揚げ、船底外板等に損傷を生じた

(関連情報)

- ・三ツ子島の周囲には岩礁が拡延していた
- ・船長は、三つ子島周辺の水路状況を把握していた
- ・船長は、**生き餌を入れた網袋を左舷船尾に吊り下げていた**ことに気付き、餌が傷む前に**操舵室を離れて網袋を海中から引き揚げる**こととした

【発生日時】

平成30年11月17日
18時09分

【発生場所】

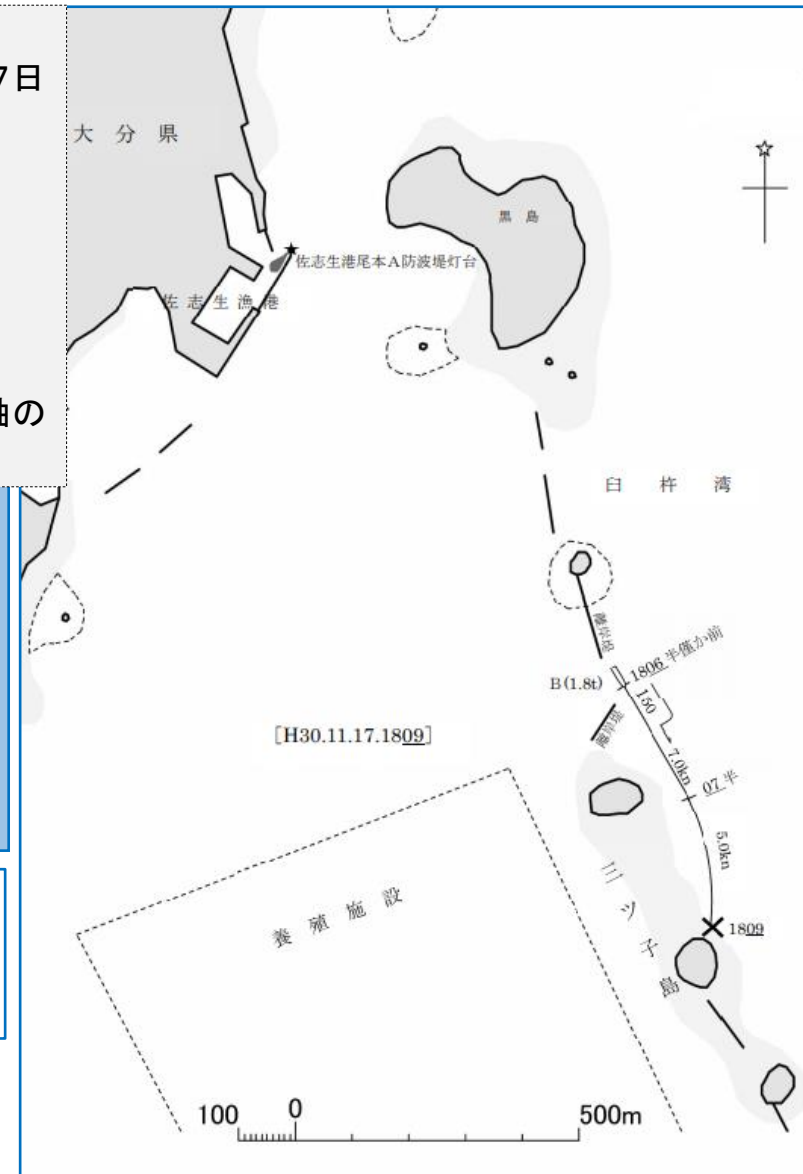
大分県三ツ子島

【死傷者】

なし

【損傷等】

船底外板の破口
推進器翼及び舵軸の曲損



《原因》

B船: 船長が、操舵室を離れて移動する際、**機関が停止されず**、針路が右方に偏して三ツ子島に接近したことによって発生した

船長は、生き餌を入れた網袋を海中から引き揚げるため船尾に移動する場合、一旦、**機関を停止すべきであったが、機関を停止しなかった**ので、針路が右方に偏して三つ子島に接近し、同島沖合に拡延する岩礁に乗り揚げた

《背景》

- ・船長: それまで舵中央としていたので、**舵輪を離しても短時間であれば直進するもの**と思い、機関を停止しなかった

[受審人]

(B船) 船長: 小型船舶操縦士 → 戒告

《懲戒》